岡山県へき地代診医派遣制度実施要領

(目 的)

- 第1条 この要領は、地域住民の医療確保を図るため、へき地診療所に勤務する医師の休暇時等における代診医の派遣事業(以下「代診医派遣事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。 (事業の実施)
- 第2条 代診医派遣事業の事業主体は、へき地医療拠点病院(以下「事業主体病院」という。)とする。
- 2 岡山県へき地医療支援機構運営主体病院(岡山県へき地医療支援機構・設置運営事業実施要綱の2 に規定する運営主体病院をいう。以下、「支援機構」という。)は、代診医派遣事業について必要な 調整等を行うものとする。

(へき地診療所等)

- 第3条 代診医の派遣先となる医療機関は、次の各号のへき地診療所等のうち、知事、支援機構、及び 事業主体病院が協議し、岡山県医療対策協議会の意見を聞いた上で、支援機構が別に定める診療所と する。
 - (1)市町村立へき地診療所(へき地医療拠点病院等から支援を受けられない診療所)
 - (2)へき地保健医療対策実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知) 第3(3)に定めるへき地診療所の設置基準に該当する民間診療所
 - (3) その他知事及び支援機構が特に必要があると認めた診療所

(派遣事由)

- 第4条 代診医は、次の各号に掲げる事由により、医師が不在となり、代診医の派遣がなければ、地域 住民の医療の確保が困難となる場合に派遣する。
 - (1)病気(ただし、長期の療養を要することとなったものを除く)、忌引
 - (2)学会、研修、出張、有給休暇(リフレッシュ)
 - (3) その他特に派遣が必要であると認められるとき

(代診医の業務等)

第5条 代診医の派遣は、へき地診療所等における平日(日曜日、祝日(年末年始の休日及び振替休日を 含む)以外の日をいう。)の診療時間における診療業務(往診、訪問診療等を含む。)について行うも のとし、夜間における診療は対象外とする。

(派遣期間等)

- 第6条 代診医の派遣は、原則として連続する7日間を単位として派遣回数を算定し、へき地診療所等 1施設につき、年間5回まで行うことができるものとする。
- 2 前項の連続する7日間を単位とする派遣については、当該期間のうち3日を派遣の上限とする。
- 3 病気等やむを得ない事情があると支援機構が認める場合については、支援機構と事業主体病院が協議のうえ派遣期間を調整できるものとする。

(派遣の要請等)

第7条 代診医の派遣を要請するへき地診療所等の開設者(以下「代診医要請者」という。)は、原則として、当該派遣を必要とする月の1月前までに支援機構に対し、へき地代診医派遣要請書を提出するものとする。ただし、第4条の(1)に定める病気等やむを得ない事由はこの限りでない。

(派遣の決定)

第8条 支援機構は、派遣の必要があると認めるときは、事業主体病院と調整のうえ、代診医の派遣を 決定し、へき地代診医派遣決定通知書により代診医要請者に通知するものとする。

(覚書の締結)

第9条 事業主体病院、支援機構及び要請者の三者は、代診医の派遣に当たっては、事前に別紙覚書を 締結するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるものを除くほか、代診医の派遣に関し必要な事項は、事業主体病院、支援機構及び岡山県の三者が別途協議して定める。

附則

この要領は、平成14年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年2月5日から施行する。